



市章

大津市公報

平成26年12月19日
号外(第76号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

138 大津市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年12月19日

大津市長 越 直 美

大津市規則第138号

大津市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

大津市情報公開・個人情報保護審査会規則(平成18年規則第92号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び2人以上の委員の出席がなければ」を「のほか、委員及び議事に関係のある専門委員のうち2人以上が出席しなければ」に改め、同条第4項中「委員」の次に「及び議事に関係のある専門委員」を加え、同条第5項中「委員」の次に「及び専門委員」を加え、同条に次の1項を加える。

6 前各項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審査会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、第3項及び第4項中「委員及び議事に関係のある専門委員」とあるのは「当該専門部会に属する委員及び専門委員」と、前項中「委員及び」とあるのは「当該専門部会に属する委員及び」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。